

広島県立美術館の特別展の観覧に係る入館料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

広島県立美術館の特別展の観覧に係る入館料に関する規則の一部を改正する規則

広島県立美術館の特別展の観覧に係る入館料に関する規則（平成二十一年広島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「特別展の観覧に係る」を削る。

第二条第二項中「特別展を観覧しようとする者」を「前項の入館券を購入した者は、美術館に入館するとき」に改める。

第三条中「第十三条第一号」を「第十三条第二項第一号」に、「入館料」を「同項に規定する特別展に係る入館料」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、条例第十三条第一項第一号から第九号までのいずれかに該当する場合は、同項に規定する所蔵作品展に係る入館料を免除する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。